

方法書に関する意見書

No. 1

項目	記入欄
氏名 〔法人その他の団体にあっては、法人・団体名、代表者の氏名〕	
住所 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地〕	
対象事業の名称	<p>東部太陽都市計画の焼却炉 ・回収装置・文門ふれあい施設整備。</p> <p>① 現計画、検討と破棄。 i) 過去の協定に基づいて場所設定における 不自然さと賃料収取の問題、事件の 情報検査と産業廃棄物の検査の問題、 損害賠償が生じますから、博報会議と 話し合って下さい。</p> <p>② 並隣併用（施設予定地より10m以内 で、併用合意形態（△）の地元合意書の 結婚公算） i) 検討する住民審議会の設置状況を含む</p> <p>③ 設置場所の調査費用／43日 土壌整備費用／50億 建設費用／150億 地元対策費／150億 (太陽都市計画室担当者が何等の費用と計算費 を述べるか同意が得られないと、答弁) 公共施設費／10億</p>
方法書についての環境の 保全の見地からの意見 〔日本語により意見の理由を含 めて記載してください。〕	

方法書に関する意見書

NO.2

項目	記入欄
氏名 〔法人その他の団体にあっては、法人・団体名、代表者の氏名〕	
住所 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地〕	〒
対象事業の名称	
方法書についての環境の保全の見地からの意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	<p>④ 防市内の環境汚染(条例)の整備不足。 アセメント資料の未完成。 (個人が持続可能な社会経済と社会教育の横断するうえ、高層の計画が火薬)</p> <p>※ 改善される場合、司法判断が必要と思われます。</p> <p>⑤ 施設費用の如何かかかる? (既設費用は含まない) ある)施設は丙市民の借合金済の 合意形成がござり、何よりも 近隣住民(地主と含め)への人の 健康に対する公害犯罪の可能性を 考えると、正しい行政の運営と 監督が必要です。</p>

方法書に関する意見書

項目	記入欄
氏名 〔法人その他の団体にあっては、法人・団体名、代表者の氏名〕	
住所 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地〕	
対象事業の名称	東部大阪都市計画ごみ焼却場四条畷市交野市ごみ処理施設整備事業
方法書についての環境の保全の見地からの意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	<p>1. 「大阪府環境影響評価条例」及び同施行規則により作成された表記方法書の「候補地の立地評価に至る経緯」において、その選定及び評価に至る経緯、候補地の抽出、及び候補地の評価方法が作為的に、評価結果として本市に隣接する候補地3を選定したことは、以下の理由により恣意的であることから見直しをすること。</p> <p>(1) 大阪府環境影響評価条例（平成10年3月）制定以前に、両市は昭和52年に候補地3を建設予定地として最適であると決定して、その後に用地を取得（平成8年度から平成9年度）しており、平成21年8月に同条例に基づく「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」が改定されたにも拘わらず、その施行規定を無視した形式的な候補地選定になっている。</p> <p>(2) その候補地の抽出においても、候補地から除外する区域等の作業において本市地域への配慮がなされていない。</p> <p>(3) その評価方法において、その算出方法及び結果が数値化されずに不透明である。また、候補地選考に関する9評価項目が全て同一のウエイトで取り扱われ、恣意的な選定になっている。</p> <p>(4) 評価結果の概要として、候補地3の短所として“近隣市の居住市街地・集落地までの距離が近いこと”と評価している。しかし、長所として“輸送効率が最も良いこと”、“増設道路の必要がないこと”としているが、これは本市内的一般国道168号線を工事中の車両通行及び焼却場完成後のごみの搬入ルートとするためで、その結果、本市にとって自動車排出ガス、自動車騒音及び道路交通振動等の環境影響の悪化が当然予測される。</p> <p>2. 平成19年4月に環境省が「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」を策定しその実施の促進を図り、大阪府においても「環境影響評価および事後調査に関する技術指針」（平成21年8月）の改定を行ったにも拘らず、本事業計画策定にあたってはその環境配慮</p>

がなされているとはいえない。従って、上述の諸点を考慮すれば、本事業においては、改定同技術指針に従い、再度、事業計画策定期階からの環境配慮を実施し、大阪府環境影響評価の制度の規定を的確に実施すること。

3. 再度、事業予定地の選定方法をやり直しても、同様であれば多大な影響を受けると思われる生駒市民及び生駒市を大阪府民及び大阪府下の市町村と同様の取り扱いをすること。

方法書に関する意見書

項目	記入欄
氏名	
住所	
対象事業 の名称	東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業
方法書 についての 環境の保 全の見地 からの 意見	<p>下田原区は四條畷市の東部地区にあって、金剛生駒山脈を越えて奈良県生駒市との境界線をまたいで田原盆地の一角にあります。田原盆地には、下田原の他、上田原、緑風台、さつきヶ丘、田原台（住宅公団開発）と生駒市の北田原、南田原の各自地区が存在しています。</p> <p>そしてこの田原盆地の北方に交野市があり、現在四條畷市と交野市合同のごみ焼却場が四條畷市内飯盛山系の中腹で稼動しています。この焼却炉の1号炉が昭和41年に、2号炉が昭和48年に建てられて、今日に至っています。</p> <p>昭和48年に2号炉が建設された際、四條畷市と交野市両市の行政運営のトップによって、次の焼却炉は交野市に設けることを「申し合わせ」という形で成立しているとしています。そして、その「申し合わせ」に基づいて交野市は建設場所の選定を行い、現在の予定地が選ばれました。</p> <p>選定された現在の予定地は、交野市と四條畷市そして生駒市の3市の境界が交差しているところにあり、交野市の人団密集地から遠く離れた場所であり、一方、四條畷市下田原地区と生駒市の住戸からは目と鼻の先に位置しています。</p> <p>昭和52年に四條畷市行政は、交野市が決めたこの場所に合意し、下田原地区に対して同意するよう働きかけてきました。下田原の住民は、目と鼻の先のこの場所で、ごみが焼かれたら、いろいろな有害物質（ダイオキシン等）が排出され、人体にどのような影響を及ぼすのかと、不安と恐怖におののき、住民こぞって反対ののろしを上げました。</p> <p>市行政はその後も下田原地区に対する合意の要請を何度も重ねてきましたが、下田原地区住民は断じて合意は出来ないことを訴え続けてきました。そして、市行政は平成20年、地区住民の合意は待てないとして建設に踏み切るための環境影響評価アセスメントの実施を住民合意なきまま強行着手しました。</p> <p>私たち地区住民はこの行政の無法行為に対してどうするすべも知らず困惑しています。一方、今までの経過の中で、市行政として多くの不信行為が発覚しています。</p> <p>現建設予定地を交野市が選定したとき、四條畷市が合意に至った裏にどんなやり取りがあったのか？ 先ずその土地は、今までの調査の結果、まったく</p>

の不良土地であることが、平成4年に行った土壤調査の結果で分りました。そこには多くの不純物質が検出され、それについて市の説明では、当時は国の基準値以下だったが、平成15年に出された国の基準値は超えていることが最近の調査記録で分り、行政は住民に対して超えている数値は「国の基準を少し超えているだけで心配することはない」と苦しい説明をしています。地域の住民にとっては、国の基準値すら本当の科学知見から出した数値でないことは明らかであり、行政の説明だけで不安を払拭することは到底出来ないです。

そして平成10年に、市行政はこの予定地を買収しましたが、そのときすでに建設廃材ほか産業廃棄物などいろいろなごみが 145,000 m³投棄されていたのです。交野市はこの土地を買収するとき、既にこの実体を知っていたのです。

これらの買収や調査についてはすべて交野市が行っており、今の四條畷市行政は最近になってこれらの事実をはじめて知ったのです。

そしてその不純物質を取り除くための費用は、当初の建設試算総額を50億円も上回る追加予算を組まなければならないところに来ています。

今、四條畷市は500億円近い累積市債を抱えており、何時夕張市のような赤字再建団体に陥るかも分らない財政状態にあって、このような歳出は到底許されません。

この実態に対して、私は橋下知事の判断を仰ぎ、知事としての私見をお聞かせいただきたいと思います。

また、私の私見として申し上げますと、今までごみ処理等の行政は各地方自治体独自で行うことになっていたかもしれません、よく考えれば、こんな狭い土地しか持っていないところに独自で処理することは環境の点から見ても無理があり、もっと広域処理の行政を図っていただくべきだと思います。

その意味でも、私は橋下知事が宣言しておられる大阪都構想には大いに賛同しています。

そこで、私は次のことをぜひ知事にお願い申し上げます。それは、四條畷市交野市の市長へのメッセージとして、行政機関としての条例や規則の指導を超えて、知事が考えておられる政策ビジョンをアドバイスしていただきたいと思っております。

そして、私に対しては、今後私がどのような行動をとることが、地区住民の安心と市行政への正しいアプローチなのかをご指導くださることを、心から待ち望んでいます。

方法書に関する意見書

項目	記入欄
氏名 <small>〔法人その他の団体にあっては、法人・団体名、代表者の氏名〕</small>	
住所 <small>〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地〕</small>	
対象事業の名称	東部大阪都市計画ごみ焼却場(四條畷市)ごみ処理施設 整備事業
方法書についての環境の保全の見地からの意見 <small>〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕</small>	<p>環境調査の手法について、下記二項目の調査に対し、より精緻な調査が必要と考えます。(寝屋川廃プラ施設の環境調査の失敗を繰り返さないために)</p> <p>一、気象調査について：説明資料によると、立地から半径 2km 地点四ヶ所を選び、大気質・悪臭の測定をし、その外側、半径 3km 内 17ヶ所で窒素酸化物の測定をすることになっている。</p> <p>・当施設の立地で一番問題と考えている点は、地形上、施設から北風が、田原地域に向かって流れている点であること。あらゆる公害は「風下地域に被害が出る」事が基本であるのに、半径 2km の範囲内まんべんなく測定するのは「理に叶っていない」とし、その測定地点に異議があります。風下地域と窪地等、空気の流れを基礎とした測定地点を選んで欲しい。</p> <p>二、当地域の地形上、立地の気候「温度逆転層」の発生を四季を通じて測定する事を要求したい。寝屋川廃プラ施設においても、「VOC ガス」が、温度逆転層によりガスが拡散せず住民を苦しめ続けている事を重視している。特に VOC ガスの有毒性は一般認識が低いため、恐ろしさが行政と市民に判っていない事が深刻な問題です。</p> <p>当施設を建設するに当たり、四条畷市、交野市は「情報公開」を避けてきたと共に、市民に向き合わず周辺住民の説得を怠っていました。地方自治といつてもこのような事では、とても「中央から地方へ」という行政のトレンドに賛同出来ません。</p>

方法書に関する意見書

項目	記入欄
氏名 (法人その他の団体にあっては、法人・団体名、代表者の氏名)	
住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
対象事業の名称	調査の手法・大気質調査などについて
方法書についての環境の保全の見地からの意見 (日本語により意見の理由を含めて記載してください。)	<p>●大気質、悪臭などの調査については、半径2km以内で5箇所、半径3km以内では17箇所となっているが肝心の下田原、田原台、さつきヶ丘、緑風台辺りの箇所が抜けていると思う。これらの地域は、常に風下地帯であると思われるし、窪地の多い処であるから「温度逆転層」(大阪高裁・寝屋川廃プラ施設操業中止裁判の証人尋問参照)の形成されやすい地域であると思う。調査箇所について再考願いたい。</p> <p>●寝屋川廃プラ処理施設周辺住民の健康被害を考えるとき、環境調査の時点で、何らかの失敗があったのではないかと、大いにビビってしまう。方法書では、大事を踏んで将来のため、住民希望者に、保健所で事前健康診断を受けておいてもらうと云うような方法はないのでしょうか。もしなければ、今からでも、その立法者に注言されるべきであります。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

方法書に関する意見書

項目	記入欄
氏名 (法人その他の団体にあっては、法人・団体名、代表者の氏名)	
住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
対象事業の名称	東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業
方法書についての環境の保全の見地からの意見 (日本語により意見の理由を含めて記載してください。)	<p>【1】意見の要旨 当該事業に係る環境影響評価の実施は時期尚早である。よって、その方法書を作成する必要はない。</p> <p>【2】意見の理由</p> <p>(1) 当該事業について、その環境上の影響を最も受けると予想される生駒市北部地区住民の合意が得られていない。これまで説明会が複数回実施されたが、同地区住民を納得させることは出来なかった。また、今回の方法書の意見の受け付けにおいても、同地区の多くの住民が当該事業反対の意見書を提出している。同地区住民の合意が得られるまで当該ごみ処理施設の建設を前提とした環境影響評価は実施すべきではない。</p> <p>(2) ごみが出るから、ごみが増えるからと安易・早計にごみ焼却場を建設すべきではない。ごみを減量化していくというのが時代の流れである。四條畷・交野両市はすみやかに「ごみゼロ化」政策を実施し、最大限のごみ減量化に努めるべきである。それによって、生駒市北部地区住民を環境上脅かすごみ焼却場の建設は不必要になる。そこまでにならなくても、少なくとも、現計画よりはるかに小規模のごみ焼却場で必要性は満たされることになる。そうすれば、現計画地ではない別のところに建設することも容易となる。「ごみゼロ化」政策の実施後にごみ焼却場建設計画の中止・修正を行なうべきである。それまで、環境影響評価を実施する必要はない。</p>